

# 令和7年度タイ市場誘客促進のための観光プロモーション等業務委託事業募集要項

## 1 目 的

近年の訪日旅行では、個人手配旅行が主流となり、環境に配慮した持続可能な観光への関心や、自然・アクティビティなど体験型コンテンツに対する人気など、多様な価値観に基づく旅行傾向が世界的に広がっている。

本業務については、福岡空港に直行便が就航しているタイ市場をターゲットとして、九州旅客鉄道の鹿児島本線及び日豊本線を軸とした様々なプロモーションを展開することで、大分県、福岡県及び北九州市（以下「2県1市」という。）の認知度向上、誘客促進及び観光消費額の拡大を図ることを目的とする。

## 2 委託業務の概要

- (1) 業務名 令和7年度タイ市場誘客促進のための観光プロモーション等業務委託
- (2) 履行場所 大分県大分市高砂町2番50号 OASIS ひろば 21 3階  
公益社団法人ツーリズムおおいた
- (3) 履行期間 契約締結の日から令和8年3月31日まで
- (4) 業務内容 別紙「仕様書」のとおり
- (5) 委託限度額 3,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）

## 3 スケジュール・提出締切

令和7年7月17日（木）	公募開始
22日（火）	質問書提出締切
24日（木）	質問書回答（予定）
28日（月）	企画提案競技参加申込締切（17:00必着）
8月5日（火）	企画提案書・辞退届提出締切（17:00必着）

### ■以下、提案書提出が5社以上の場合

令和7年8月6日（水）	一次審査
7日（木）	一次審査結果通知
8月18日（月）	審査会（予定）
19日（火）	審査結果通知（予定）
9月下旬まで	協議・契約締結（予定）

### ■以下、提案書提出が5社未満の場合

令和7年8月18日（月）	審査会（予定）
19日（火）	審査結果通知（予定）
9月中旬まで	協議・契約締結（予定）

#### 4 各書類の提出先

〒870-0029 大分市高砂町2番50号 OASIS ひろば 21 3階  
公益社団法人ツーリズムおおいた 誘致営業部誘致営業第二課  
Email : oita-japan@we-love-oita.or.jp

#### 5 参加資格及び参加条件

本業務への参加申込ができる事業者は、以下（１）及び（２）の項目すべての要件を満たす者とする。  
なお、資格要件確認のため大分県警察本部、大分県等に照会する場合がある。

##### （１）参加資格

- ① 大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格を有する者であること  
大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格を有していない者は、「7（２）参加資格に関する必要書類」に記した必要書類一式を提出すること
- ② 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者に該当しないこと
- ③ 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと
  - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
  - イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
  - ウ 暴力団員が役員となっている事業者
  - エ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者
  - オ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者
  - カ 暴力団（員）に経済上の利便や便宜を供与している者
  - キ 役員等が暴力団（員）と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど、社会的に避難される関係を有している者
  - ク 暴力団（員）であることを知りながらこれらを利用している者
- ④ 会社更生法、民事再生法等に基づく更生又は再生手続きを行っていない者であること。  
また、銀行取引停止、主要取引先からの取引停止等の事実があり、客観的に経営状況が不健全であると判断される者でないこと
- ⑤ 国税及び地方税（日本国及び対象市場国・地域のこれらに相当するもの）を滞納していない者であること
- ⑥ 2県1市における県税、市税を滞納していない者であること。
- ⑦ 別添の機密保持及び個人情報保護に関する特記事項に記載する対策を取っていること

##### （２）参加条件

- ① 仕様書の「5 委託業務の内容」（１）～（２）に記載する各業務に類似する過去の事業実績を有し、当該業務の適切な遂行が可能であること。

- ② 日本語と対象市場国・地域の言語において業務上の交渉が可能なレベルの語学力・コミュニケーション能力を有していること。また両言語間の翻訳ができる能力を有していること。
- ③ ミーティングや、2県1市からの訪問営業時等において、常に日本語対応が可能であること。  
なお、その際の日本語対応者は、原則、現地の営業拠点に籍を置く職員とすること。
- ④ 他企業等と連携して申し込みをする場合（「共同企業体」として申し込みをする場合）の要件は以下のとおりとする。
  - ア 共同企業体を代表する事業者（以下「応募事業者」という。）また、共同企業体を構成する事業者のうち応募事業者を除く事業者（以下「連携企業」という。）が参加申込みを行うこと。  
応募事業者は（1）参加資格の①～⑤の要件をすべて満たすこと。
  - イ 共同企業体を構成する全ての事業者が（1）参加資格の②～⑦の要件を満たすこと
  - ウ 共同企業体として（2）参加条件の①～④を満たすこと。
  - エ 応募事業者は他の応募事業者の連携企業でないこと。また、連携企業は、複数の応募事業者の連携企業とならないこと。
  - オ 応募事業者は、連携企業との連携に関して、本業務の主たる業務を連携企業に委託しないこと。

## 6 失格事項

次のいずれかに該当する場合やその他不正等の行為があったときは失格とする。

- ① この要項に定めた資格・要件が備わっていないとき
- ② 提出書類の提出期限までに所定の書類を提出しなかったとき
- ③ 提出書類に記載すべき内容が記載されていないなど適合しないとき
- ④ 提出書類に虚偽または不正があったとき
- ⑤ 見積金額が事務局の提示する予算上限額を上回るとき

## 7 企画提案競技参加申込

### (1) 必要書類

この企画提案競技に参加を希望する場合は、「3 スケジュール・提出締切」に定められた期日までに次に定める書類を提出すること。

#### 【単独で参加申込みを行う場合】

- ① 公募型企画提案競技参加申込書（別紙1の1） 1部
- ② 誓約書（別紙2の1） 1部
- ③ 会社概要書（会社の業務内容が確認できるパンフレット等の書類） 1部
- ④ 過去に取り扱った同種の事業実績が確認できる書類（契約書の写しや事業内容が分かる書類）  
1部

#### 【他の企業等と連携して参加申込みを行う場合】

- ① 公募型企画提案競技参加申込書（別紙1の2） 1部
- ② 誓約書（別紙2の1） 1部 ※代表事業者用
- ③ 誓約書（別紙2の2） 1部 ※連携企業用

- ④ 会社概要書（会社の業務内容が確認できるパンフレット等の書類） 1部
- ⑤ 過去に取り扱った同種の事業実績が確認できる書類（契約書の写しや事業内容が分かる書類。連携企業が事業実績を有する場合は、そちらを提出すること）
- ※ 誓約書及び会社概要書は、代表事業者のみでなく、連携企業も提出すること

## （２）参加資格に関する必要書類（資格審査書類）

大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格を有していない者は、「（１）必要書類」のほか、次に定める①～②の書類をあわせて提出すること。

- ① 会社概要・事業概要が分かる書類
- ② 納税証明書（日本国及び当該国）

## （３）企画提案競技参加申込書の提出に関する注意事項

提出は「3 スケジュール・提出締切」で定められた期日までに E-mail で行うこと。

なお、E-mail の件名は「令和7年度タイ市場プロモーション業務委託の公募参加申込書の提出」とすること。

申込書の受領確認は、E-mail の返信で翌日までに行う。ただし、翌日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、日曜日及び土曜日（以下「休日等」という。）にあたる場合は、直近の営業日まで返信する。

## （４）辞退届の提出

参加申込書の提出後に参加を辞退する場合は、「3 スケジュール・提出締切」で定められた期日までに「辞退届」（別紙4）を提出すること。

## 8 質問の受付及び回答

### （１）質問の受付方法

質問の受付は、全て「質問書」（別紙3）にて行うものとし、「3 スケジュール・提出締切」で定められた期日までに E-mail で提出すること。

なお、E-mail の件名は「令和7年度タイ市場プロモーション業務委託に関する質問」とすること。

### （２）質問に対する回答

質問に対する回答は「3 スケジュール・提出締切」で定められた期日を目途にホームページにて公開予定。回答内容は本業務の募集要項及び仕様書の追加又は修正事項とみなす。

## 9 企画提案書の提出

企画提案競技に参加を申し込んだ場合は、「3 スケジュール・提出締切」に定められた日時までに、以下の（１）～（３）に定める書類を、以下に指定する部数提出すること。

### （１）提出書類

#### ① 表紙（様式自由：A4版）

会社名、担当者名及び電話番号等連絡先（E-mail 含む）を明記すること。

## ② 企画提案書（一部様式指定：A4版）

企画提案書の提出は1社1案とする。別紙仕様書の内容を踏まえ、独自の企画提案を行うこと。使用言語は日本語とする。

## ③ 連携企業等の一覧表（様式自由：A4版）

業務の実施にあたり、連携して業務を行う企業等がある場合は、当該企業の住所、名称及び協力して行う業務内容を一覧表にして提出すること。

なお、本業務のすべてを連携企業に請け負わせることは認めない。

## ④ 業務実施体制表（様式自由）

組織体制、事業責任者、配置予定担当者、当該配置予定担当者の経歴及び業務実績等を記載すること。また現地における営業等の対応者を明記すること。

## ⑤ 企業組織の概要（様式自由）

## ⑥ 同様の事業実施実績

連携企業がある場合は連携企業の実績も記載すること。

## ⑦ 令和7年度事業実施にかかる見積書（任意様式）

項目ごとに単価、金額等内訳を記載すること（単価は日本円とする）。

## （2）製本方法

① A4サイズ（片面印刷）

② ページ数は（1）提出書類①②で20ページ以内（③以降はページ数に含めない）。

③ ファイル等による綴込みはしないこと。

④ 2穴パンチ位置を考慮して印刷すること。

⑤ ステープルは使用せず、ダブルクリップ等でとめること。

⑥ 白黒・カラーは問わない。

## （3）企画提案書の提出部数、提出方法

企画提案書の提出は、以下の①～②に示す書類を提出すること。

① 正本（提案者が明記されているもの）：原本（紙）3部、データ1部

② 副本（提案書全体にわたって提案者が特定できる記述のないもの、または黒塗り等で提案者がわからないように加工されたもの）：データ1部

原本は持参または郵送による提出とし、持参する場合は、休日等を除く午前9時から午後5時（正午から午後1時までの間を除く）に提出すること。

また、期日までに提出先に届かない場合は、事前にデータを提出期限までに送信すること。ただし、その場合でも原本は必ず提出することとし、提出期限当日の消印有効とする。提出期限当日を過ぎた消印で原本が届いた場合は、データを期日までに送付している場合でも失格とする。

## 10 審査の実施

審査は審査委員会を設置し、下記（1）のとおり書面審査形式での審査会を行う。提出された企画は下記（2）の審査基準により審査を行う。ただし、審査員及び審査内容については公表しない。また、審査結果についても異議申し立ては認めない。

なお、応募者が4社を超える場合は、「12 その他」に定めるとおり一次審査を行う場合がある。こ

の場合の審査は、事務局において実施する。

審査結果は「3 スケジュール・提出締切」に定めた期日を目処に文書により通知する。最優秀提案を行った者を委託候補者とする。ただし、委託候補者との契約が成立しない場合は次点の者を委託候補者とする。

### (1) 審査会概要

日 程： 「3 スケジュール・提出締切」参照

場 所： 大分県庁（提案者には別途ご案内します。）

※現地事業者など、Web会議システムZoomでも可

所要時間： 20分程度＋質疑応答15分

そ の 他： プレゼンテーションは日本語で行うこと。

### (2) 審査基準

提案された企画は、別紙「評価基準及び配点」の項目により審査を行う。

#### 1.1 留意事項

- (1) 委託者は、受託者に対して、事業の実施状況を勘案し、実施内容の変更を指示することができる。
- (2) その他、定めのない事項については、地方自治法、同法施行令及びその他関係法令並びに2県1市がそれぞれ定める個人情報保護に関する条例、会計規則及びその他の関係条例規則等に従うこと。
- (3) 委託契約は、2県1市それぞれと個別に締結するものとし、締結にあたってはそれぞれの契約規則等に則るものとする。

ただし、大分県については「公益社団法人ツーリズムおおいた」を、福岡県については「公益社団法人福岡県観光連盟」を委託者とする。

- (4) 契約締結後であっても提案書など提出書類に虚偽の記載が明らかになった場合、受託者に重大な瑕疵がある場合、業務遂行の意思が認められない場合、又は業務遂行能力がないと認められる場合等は契約を解除し、受託者を変更することを妨げないものとする。

#### 1.2 その他

- (1) 企画提案に要する経費はすべて提案者の負担とする。
- (2) この要項に定めのない事項については別途協議のうえ決定する。
- (3) 提出された企画提案書は返却しない。
- (4) 提出期限後の企画提案書の提出は認めない。また提出期限後の差替え及び再提出も認めない。
- (5) 採用された企画案については、内容の一部変更を指示することがある。
- (6) 提案者が4社を超える場合、事務局により書面による一次審査を行う。一次審査を実施した場合は、その結果をすべての企画提案者にE-mailにて通知する。

#### 【お問合せ先】

〒870-0029 大分市高砂町2番50号 OASISひろば21 3階

公益社団法人ツーリズムおおいた 誘致営業部誘致営業第二課 宛て

TEL : 097-536-6250 Email : oita-japan@we-love-oita.or.jp